

令和7年第13回富山県教育委員会議事日程

12月15日（月）午後3時45分

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和7年11月7日開催の令和7年第12回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第30号 富山県立夜間中学校の名称に関する件

教育みらい室課長（夜間中学設置準備担当）から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 臨時代理について（令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(3) 「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」への追加登録について

生涯学習・文化財課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第31号 富山県民生涯学習カレッジ運営会議委員任命の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第32号 審査請求に係る裁決に関する件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第33号 令和7年度富山県教育委員会表彰（学校給食優良学校等）の件

保健体育課課長（食育安全担当）から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第31号から議案第33号は非公開となりました。

議案第 30 号

富山県立夜間中学校の名称に関する件

富山県立中学校の名称を下記の通り決定する。

令和 7 年 12 月 15 日 提 出

富山県教育委員会
教育長 廣 島 伸 一

記

○富山県立中学校の名称

富山県立高志のあかり中学校

【参考】

富山県立高等学校等設置条例（昭和 39 年富山県条例第 39 号）の一部改正に係る議案を令和 8 年 2 月定例県議会に上程する予定。

県立夜間中学校の校名について

教育みらい室
夜間中学設置準備担当

1 校名案公募の状況

募集期間 令和7年10月15日～11月14日
応募総数 281件（校名案220）

2 校名選定の基本的な考え方

- ①富山県が考える夜間中学の概要及び理念が伝わるもの
- ②響きや文字が県民の方から親しまれ、愛されるもの
どなたにも分かりやすく、言いやすく、覚えやすいもの
- ③商標等の他者の著作権等の権利を侵害しないもの

3 校名

富山県立 高志のあかり 中学校

- ・登校時間帯に灯る「校舎の灯り」が、様々な背景をもつ生徒にとって、安心して通える、明るくてあたたかい居場所となってほしい。
- ・ここ富山の地で日々の勉学に励み、先生方や生徒相互の交流を通して、将来や社会生活に「明るい光」を見出してほしい。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和7年12月15日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和7年11月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和7年11月26日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 88 号
令和 7 年 11 月 21 日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 7 年 11 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 富山県職員等の旅費に関する条例等一部改正の件

令和7年度11月補正予算（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

区 分	既定予算額	補正予算額	計	構 成 比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)	
教育総務費	事業費	5,956,044	2,100	5,958,144	7.7%	0.0%
	給与費	1,150,622	0	1,150,622		
	計	7,106,666	2,100	7,108,766		
小学校費	事業費	225,297	0	225,297	32.5%	0.0%
	給与費	29,583,744	0	29,583,744		
	計	29,809,041	0	29,809,041		
中学校費	事業費	193,292	0	193,292	19.0%	0.0%
	給与費	17,272,257	0	17,272,257		
	計	17,465,549	0	17,465,549		
高等学校費	事業費	6,957,913	1,062	6,958,975	26.9%	0.0%
	給与費	17,842,113	0	17,842,113		
	計	24,693,826	1,062	24,694,888		
特別支援学校費	事業費	2,121,230	100	2,121,330	11.7%	0.0%
	給与費	8,589,363	0	8,589,363		
	計	10,710,593	100	10,710,693		
社会教育費	事業費	671,413	0	671,413	1.4%	0.0%
	給与費	567,218	0	567,218		
	計	1,238,631	0	1,238,631		
保健体育費	事業費	451,727	0	451,727	0.6%	0.0%
	給与費	140,595	0	140,595		
	計	592,322	0	592,322		
合 計	事業費	16,576,916	3,262	16,580,178	99.8%	0.0%
	給与費	75,145,912	0	75,145,912		
	計	91,722,828	3,262	91,726,090		

2 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（定時制）	34,675
	特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	141,259
	特別支援学校費	特別支援学校建設事業費	254,007
	教育総務費	県立夜間中学環境整備事業	2,100

(2) 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	11,690	学校修繕費（全日制）	156,140

3 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額	備考
情報通信技術支援員派遣事業	令和8年度	11,344	
県立学校オフィスソフトライセンス更新事業	令和8年度から令和10年度まで	112,000	
高等学校建設事業費	令和8年度	6,831	

(2) 変更

単位：千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
該当なし				

令和7年度11月補正予算(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳				備考
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
教育企画課	寄付金を活用した教育環境整備事業	1,162			寄 1,162		民間企業等からの寄付金を活用し、教育環境の整備充実を図るもの。
教育みらい室	県立夜間中学環境整備事業	2,100		1,000		1,100	県立夜間中学の開校に向け、環境整備のための実施設計を行うもの。
事業費計		3,262		1,000	1,162	1,100	

※注) 寄: 寄付金

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

経営管理部 人事企画室

項目	説明
1 改正の趣旨	<p>内国旅行の旅費について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）の改正に準じ、所要の改正を行うもの</p> <p>※国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）において、国における旅費の制度が抜本的に改正されたところである。本県においては段階的に制度改正を行うこととし、令和7年度からは外国旅行の旅費のみ先行して改正後の法に準じた制度とするため、令和7年2月議会において所要の改正を行ったところである。内国旅行については、令和8年度から改正後の法に準じた制度とするため、所要の改正を行うもの</p>
2 条例案の内容	<p>第1 改正する条例及び改正内容</p> <p>1 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）</p> <p>(1) 法改正に伴い、用語の意義を変更するもの（第1条中第2条関係）</p> <p>① 出張の定義に自宅等発によるものを含めるもの</p> <p>② 扶養親族を家族（生計を一にする者）とするもの</p> <p>③ 旅行役務提供者を新設するもの</p> <p>(2) 旅費の支給根拠を定めるもの（第1条中第3条関係）</p> <p>① 旅行の中止等に伴うキャンセル料の支給要件等を改めるもの</p> <p>② 県が旅行役務契約を締結した相手方に旅費を支給することを可能にするもの</p> <p>(3) 旅行命令簿等の様式を廃止するもの（第1条中第4条関係）</p> <p>(4) 法改正に伴い、旅費の種類の新設、廃止及び名称変更等を行うもの（第1条中第6条関係）</p> <p>(5) 電磁的記録による旅費の請求手続を規定するもの（第1条中新第9条関係）</p> <p>(6) 旅費の各種目の内容を改正するもの</p> <p>① 鉄道賃（第1条中新第10条関係） 急行料金及び座席指定料金の距離要件の廃止</p> <p>② 船賃（第1条中新第11条関係） 所要の規定整備</p> <p>③ 航空賃（第1条中新第12条関係） 所要の規定整備</p> <p>④ 車賃（第1条中第18条及び第18条の2関係） 廃止し、その他交通費とするもの</p> <p>⑤ 日当（第1条中第19条関係） 廃止し、宿泊手当とするもの</p> <p>⑥ その他交通費（第1条中新第13条関係）</p>

	<p>鉄道、船舶及び航空機以外（乗合バス等）の移動にかかる費用の実費額を支給する種目の新設</p> <p>⑦ 宿泊費（第1条中新第14条関係） 現行の宿泊料から宿泊費へ名称を変更し、定額支給から上限付き実費支給とするもの</p> <p>⑧ 包括宿泊費（第1条中新第15条関係） 移動と宿泊が一体となったもの（パック旅行）の費用を支給する種目の新設</p> <p>⑨ 宿泊手当（第1条中新第16条関係） 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるために支給する種目の新設</p> <p>⑩ 食卓料（第1条中新第21条関係） 廃止</p> <p>⑪ 転居費（第1条中新第17条関係及び別表関係） 現行の移転料から転居費へ名称を変更し、上限付き実費支給とするもの</p> <p>⑫ 着後滞在費（第1条中新第18条関係） 現行の着後手当から着後滞在費へ名称を変更し、5夜分を限度として実際に宿泊した夜数分の宿泊費及び宿泊手当を支給するもの</p> <p>⑬ 家族移転費（第1条中新第19条関係） 現行の扶養親族移転料から家族移転費へ名称を変更し、職員へ支給する交通費等を上限に現に支払った運賃等を支給するもの</p> <p>⑭ 日額旅費（第1条中新第25条関係） 廃止</p> <p>(7) 退職者等の旅費（第1条中新第20条関係） 実費化等に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>(8) 遺族の旅費（第1条中新第21条関係） 実費化等に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>(9) 旅費の支給額の上限（第1条中新第23条関係） 実費支給される旅費種目に係る旅費の支給額を旅行者が現に支払った額を上限とするもの</p> <p>(10) 旅費の返納（第1条中新第26条関係） 条例又は人事委員会規則の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とするもの</p> <p>(11) その他法改正に伴う規定整備を行うもの（第1条中目次、第2条、第5条、第7条から第12条まで、第26条、第27条、第30条、第31条及び第33条関係）</p> <p>2 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）</p> <p>3 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）</p> <p>4 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例</p>
--	--

<p>3 其他の条例等との関連</p>	<p>第18号)</p> <p>(1) 法改正に伴い、内国旅行の旅費の種目を規定するとともに、富山県職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の例により難しいものについて別表で定めるもの（第2条中第2条及び別表関係、第3条中第4条、別表第2及び別表第3関係並びに第4条中第1条及び別表関係）</p> <p>(2) 旅費条例の改正により実効性を失う規定を削除するもの（第2条中附則第2項関係、第3条中附則第3項関係及び第4条中附則第3項関係）</p> <p>5 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）</p> <p>(1) 法改正に伴い、内国旅行の旅費の種目及び内容を改めるもの（第5条中別表第1及び別表第2関係）</p> <p>(2) 法改正に伴い、特定の職務にある者に係る定義が国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定されたことに伴う規定整備（第5条中附則第3項関係）</p> <p>6 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）</p> <p>(1) 法改正に伴い、内国旅行の旅費の種目を規定するとともに、旅費条例の例により難しいものについて別表で定めるもの（第6条中第2条及び別表関係）</p> <p>(2) 旅費条例の改正により実効性を失う規定を削除するもの（第6条中附則第3項関係）</p> <p>7 富山県公害紛争処理条例（昭和45年富山県条例第37号）</p> <p>富山県公害審査会における参考人や鑑定人及び委員に支給する旅費の種目を、法改正に伴い改正された公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の規定に合わせるもの（第7条中第4条関係）</p> <p>8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）</p> <p>旅費条例の改正に伴う条ずれの規定整備（附則第7項中第7条関係）</p> <p>第2 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）について、人事委員会において別途改正予定</p>
----------------------	---

4 審議、調整、予算化等の状況	財政課、環境政策課、総務会計課、人事委員会及び各任命権者と調整済み
-----------------	-----------------------------------

議案第137号

富山県職員等の旅費に関する条例等一部改正の件

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第9条」に、「第15条—第29条」を「第10条—第21条」に、「第30条」を「第22条」に、「第31条—第33条」を「第23条—第27条」に改める。

第2条第1項第2号中「以下」を「次号及び次条第2項において」に改め、同項第4号中「職員についてはその住所又は居所」を「場合又は任命権者(県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会)若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第6号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対

して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。
次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子」を加え、同項第3号中「職員の」の次に「本邦にある」を加え、「ときには」を「ときは」に改め、同項第4号中「出張のため」を「、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項第5号中「出張のため」を「、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員
第3条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「には概算払」を「には、概算払」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項各号列記以外の部分中「任命権者（県費負担教職員にあつては、

市町村教育委員会)又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに、」を「速やかに」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に改め、「、車賃」、「、日当、宿泊料」、「、食卓料、移転料」、「、着後手当」及び「、扶養親族移転料」を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第11条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第 231号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第 5 項及び第12条第 2 項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

第 6 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「外国旅行に伴う移動に係る費用について、実費額により支給する」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項及び第 8 項を削り、同条第 9 項中「外国旅行に伴う宿泊について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額又は実費額により支給する」を「旅行中の宿泊に要する費用とする」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第10項中「外国旅行に伴う移動及び宿泊について、実費額により支給する」を「移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第11項中「外国旅行に伴う宿泊に係る諸雑費について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する」を「宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第12項及び第13項を削り、同条第14項中「外国への赴任に伴う転居について、実費額により支給する」を「赴任に伴う転居に要する費用（第19条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「外国への赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する」を「赴任に伴う転居に必要な滞りに係る費用とする」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「外国への赴任に伴う家族（職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。）の移転について、支給する」を「赴任に伴う家族の移転に要する費用とする」に改め、同項を同条第11項とし、同条第19項中「伴う雑費について、実費額により支給する」を「要する雑費とする」に改め、同項を同条第12項とし、同条第20項中「第 3 条第 2 項第 5 号の規定に該当する場合について、定額により支給する」を「職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号又は第 7 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第13項とし、同条第21項を削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を、「以下」の次に「この条並びに第26条第1項及び第2項において」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給」を「旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 支出担当者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とする。

第14条中「の定」を「の定め」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第9条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、「急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（人事委員会が定める旅行に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第15条第3項を削り、第2章中同条を第10条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、「寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（人事委員会が定める旅行に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第16条を第11条とする。

第17条各号列記以外の部分中「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第17条を第12条とし、同条の次に次の5条を加える。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定める私有車を利用する移動1キロメートルにつき37円

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

第18条から第19条までを削る。

第17条の次に次の2条を加える。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任が

あつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第20条から第27条までを削る。

第28条各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅費」を「次に掲げる旅費(退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第28条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条を第20条とする。

第29条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第29条第2項及び第3項を次のように改める。

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第29条を第21条とし、第3章中第30条を第22条とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第24条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第32条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該

支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第33条を第27条とする。

附則第5項及び第6項を削る。

別表を削る。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正)

第2条 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表に定めるところによる。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

1 給料

区 分	給 料
知 事	月額 1,300,000円
副知事	月額 1,020,000円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分	支 給 額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場

			合は、最上級の運賃の額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	知事	運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副知事	運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)に規定する内閣総理大臣等(内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。)相当額
		副知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

区 分	支給額
知事	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副知事	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

(富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年富山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第3の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表第3に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

別表第2中「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、

「13,600円」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分		費用弁償
鉄道賃		運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃		運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	議長 運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
		副議長 運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	議長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
		副議長 国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

2 宿泊費

区 分	費用弁償
議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副議長 議員	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「旅費並びに」及び「及び費用弁償」を削り、同条に次の2項を加える。

3 常勤の監査委員の旅費及び非常勤の監査委員の費用弁償は、この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により支給する。

4 前項の規定により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

1 給料又は報酬

区 分		給料又は報酬
県議会議員の中から選任された監査委員		月額 120,000円
識見を有する者から選任された監査委員	常勤の監査委員	月額 600,000円
	非常勤の監査委員	月額 220,000円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分	支給額	
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額	
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額	
航空賃	内国旅行の航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正）

第5条 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等」に改める。

別表第1の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区 分	報 酬	費用弁償				
		鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	包括宿泊費	宿泊手当 (1夜につき)
教育委員会	教育長代理である職員 日額 33,000円	鉄道賃、船賃及び	実費額。ただし、これによ	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	教育長代理以外の委員 日額 28,000円	航空賃の額は、富山県職員	これによ	費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
選挙管理委員会	委員長 日額 29,000円	等の旅費	1キロメートルにつき37円（以下「実費額等」という。）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	委員長以外の委員 日額 24,000円	に関する	以下「旅費条例」という。）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	臨時委員 日額 24,000円	第36号。	以下「旅費条例」という。）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
人事委員会	委員長 日額 29,000円	以下「旅費条例」という。）	の適用を	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	委員長以外の委員 日額 26,000円	の適用を	受ける職員に準ずる。	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
公安委員会	委員長 月額 220,000円	受ける職員に準ずる。		国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
	委員長以外の委員 月額 200,000円			国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
労働委員会	会長である委員 日額 29,000円			国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。

	会長代理 である委員	日額 26,000				
	公益委員	日額 25,000				
	使用者委員 及び労働者委員	日額 24,000				
収用委員会	会長である委員	日額 29,000				
	その他の委員及び 予備委員	日額 24,000	鉄道賃、船賃及び 航空賃の	実費額等		
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 29,000	額は、旅	費条例の		
	会長代理 である委員	日額 26,000	適用を受	ける職員 に準ずる。		
	会長及び 会長代理 以外の委員	日額 24,000				
	専門委員	日額 12,000				
内水面漁場管理委員会	会長である委員	日額 29,000				
	会長以外の委員	日額 24,000				
	専門委員	—				
附属機関	委員その他の構成 員（公害健康被害 認定審査会の委員 を除く。）	日額15,000円 以内で知事が 定める額				
	公害健康 被害認定 審査会の 委員	日額 33,000				
警察署 協議会	委員	日額 10,200				

留置施設 委員 視察 委員会	日額 12,000					
選挙長	日額 12,200	鉄道賃、	実費額等			
審査分会長	日額 12,200	船賃及び				
選挙分会長	日額 12,200	航空賃の 額は、旅 費条例の 適用を受 ける職員 に準ずる。				
投票所の投票管 理者	日額 14,500	鉄道賃、	実費額等			
共通投票所の投 票管理者	日額 14,500	船賃及び				
期日前投票所の 投票管理者	日額 12,800	航空賃の 額は、旅 費条例の 適用を受 ける職員 に準ずる。				
開票管理者	日額 12,200					
投票所の投票立 会人	日額 12,400					
共通投票所の投 票立会人	日額 12,400					
期日前投票所の 投票立会人	日額 10,900					
開票立会人	日額 10,100					
選挙立会人	日額 10,100					
審査分会立会人	日額 10,100					
労働関係調整法 (昭和21年法律 第25号) 第8条 の2の規定によ る特別調整委員 及び同法第12条 第1項の規定に よる幹旋員	—		実費額等	旅費条例 の適用を 受ける職 員に準ず る。	旅費条例 の適用を 受ける職 員に準ず る。	旅費条例 の適用を 受ける職 員に準ず る。
精神保健指定医	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律(昭和25年	鉄道賃、	実費額等			
	額は、旅	船賃及び				
	航空賃の					
	額は、旅					
	費条例の					
	適用を受					
	ける職員					
	に準ずる。					

	法律第 123号) 費条例の 第19条の4第適用を受 2項に定めるける職員 職務1日につに準ずる。 き 14,500		
土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の3の規定によるあつせん委員	日額 11,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の	実費額等
土地収用法第15条の8の規定による仲裁委員	日額 11,100	適用を受ける職員に準ずる。	実費額等
土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して収用委員会が知事と協議して定める額		実費額等
土地収用法施行令第342号)第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額		実費額等
統計調査員	日額10,000円以内で知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等
公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号)第10条の規定に	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅	実費額等

よる鑑定人	要した時間を考慮して知事が定める額	費条例の適用を受ける職員に準ずる。			
前各項に掲げる者以外の地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者	勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める額	知事が定める額			

別表第 1 の 1 の表の備考を削る。

別表第 2 中

区 分	実 費 弁 償					
	鉄道賃等	車 賃	日 当 (県外の 旅行 1 日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
				甲地方	乙地方	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100条第 1 項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人 地方自治法第 115条の 2 第 1 項（第 109条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者 地方自治法第 115条の 2 第 2 項（第 109条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	2,200 (宿泊を伴わない場合には3,300)	円	円	円

を

区 分	実費弁償				
	鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	包括宿泊費	宿泊手当 (1夜につき)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 100条第 1 項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。

地方自治法第 115条の 2 第 1 項（第 109条第 5 項において適用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者に準ずる。	費条例の適用を受ける職員に準ずる。	る。	る。
地方自治法第 115条の 2 第 2 項（第 109条第 5 項において適用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人			

に改め、同表の備考を削る。

（富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第 6 条 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和 26 年富山県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 36 号）の例により算定した」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表に定めるところによる。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条、第 2 条関係）

1 給料

月額 850,000 円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区 分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費

		用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県公害紛争処理条例の一部改正）

第7条 富山県公害紛争処理条例（昭和45年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第3号中「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例、富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公害紛争処理条例の規定は、次項から第6項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第27条までの規定、第2条の規定による改正後の富山県知

事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定、第3条の規定による改正後の富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条、別表第2及び別表第3の規定、第4条の規定による改正後の富山県監査委員の給与等に関する条例第1条及び別表の規定、第5条の規定による改正後の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第1及び別表第2の規定、第6条の規定による改正後の富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県公害紛争処理条例第4条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に命ぜられた赴任に伴う旅行であって施行日前に出発したもののうち施行日前の期間に対応する分については、新条例第2条から第27条までの規定並びに改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定を適用する。

4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の富山県職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正）

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等

に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第30条」を「第22条」に改める。